

山梨県公報

第六百七十三号

令和八年

七月二十三日

木曜日

目次

告示

○指定納付受託者の変更の届出

○道路の区域変更（二件）

○道路の供用開始（二件）

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出

○開発行為に関する工事の完了について

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出

人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

告示

山梨県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、指定納付受託者から住所又は事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定納付受託者の名称 株式会社トラストバンク
二 住所又は事務所の所在地

1 変更前 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

2 変更後 東京都港区北青山二丁目十四番四号

三 変更の年月日 令和八年七月二十一日

山梨県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤八〇三番 一地先から 南巨摩郡身延町和田字奥田ノ澤八三一番 三地先まで	旧		一二・二〇 二九・九	一四九・五
	新		一二・二〇 三一・二	一四九・五

山梨県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

大月市賑岡町浅利字ハケ四一七番一地从 から 大月市賑岡町浅利字ハケ四〇八番一地从 まで	区間	
	旧	旧新の別
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
五・九 九・二	六・四 一〇・〇	一〇四・一
一〇四・一	一〇四・一	延長 (メートル)

山梨県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始の 期日
県道	栃代常葉線	南巨摩郡身延町杉山字下川 島一三四二番三地先から 南巨摩郡身延町杉山字長屋 一三二三番一地先まで	一一四・六	令和八年七 月二十四日

山梨県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字大沢二 一九四番一地先から 大月市七保町瀬戸字大沢二 二四五番一六地先まで	四七一・一	令和八年七 月三十一日

公 告

◎ 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲 石川県白山市松本町二千五百十二番地
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスのアオキ下栗原店 山梨県山梨市下栗原千五百五十番地二 外
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲 石川県白山市松本町二千五百十二番地

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和九年三月八日
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百四十二平方メートル
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 四十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 二十四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 六・七五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスのアオキ	午前九時	午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分

十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

三 届出年月日 令和八年七月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十一月二十四日まで

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は完了した。

令和八年七月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町長浜字八杭坂百十八番一、百二十一番、百二十四番一、百二十七番一、百二十八番一、百二十九番一、百三十番一、百四十一番一及び百四十一番二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡昭和町西条一四番一 グローバルホルディングス株式会社 代表取締役 森川 清

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年七月二十三日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
内藤きみひろを支える会	内藤 公洋	赤池 政江	甲斐市中下条二一八―三	令和八年六月二十五日	令和八年六月二十五日
チームさんろく 美しい甲府を育む会	金山 史織	福崎 康平	甲府市德行一―一〇―二二	令和八年六月二十四日	令和八年六月二十六日
中沢みえ後援会	佐野 正仁	佐野 正仁	中央市東花輪一九七五―二	令和八年七月七日	令和八年七月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党忍野村支部	大森 浩義	長田 利久	南都留郡忍野村忍草五〇八	令和八年四月二十日	令和八年六月二十三日
旧	山梨県宅建政治連盟	石井 啓喜			令和八年五月二十六日	令和八年六月五日
新	長崎幸太郎後援会（幸太郎クラブ）	廣瀬 義仙			令和八年六月十六日	令和八年六月十七日
旧	新海一芳後援会	渡邊 徳次			令和八年六月二十三日	令和八年六月二十三日
新		齋藤 論一				

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
内藤 公洋	県議会議員	内藤きみひろを支える会	甲斐市中下条二一八―三	内藤 公洋	令和八年六月二十五日	令和八年六月二十五日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項各号列記以外の部分中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第一号イ中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同号ロ中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第二号中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第三号中「七百三十円」を「千四百四十円」に改める。

第三十一条の二第二項各号列記以外の部分中「額は」の下に「、作業に従事した日一日につき」を加え、「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第一号中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第二号中「七百三十円」を「千四百四十円」に改める。

第三十二条の十二第一項第二号中「であつて人事委員会が定める作業」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第二号イ中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同号ロ中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項第三号中「四百八十円」を「九百五十円」に改め、同項第四号中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同条第三項第三号中「のうち同項第四号」を「のうち同項第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。